

▶ 渡航前オリエンテーション

学内プログラム

1. 「自分の身は自分で守る」という基本原則 P.1
2. 「自分の身は自分で守る」ための心構え P.1
3. 危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について P.2
4. 事件・事故等に巻き込まれた場合の対応 P.3
5. 留学中の連絡先の登録について P.5
6. 海外旅行保険について P.6
7. 薬物使用・所持等の禁止 P.8
8. 各種報告について P.9
9. 海外留学に係る書類一覧 P.10
 - 実習等の短期滞在(P.10～)
 - 単位互換留学(P.12～)
 - 姉妹校派遣留学(P.15～)
10. 奨学金について P.17
11. 問合せ先・連絡先 P.18

1. 「自分の身は自分で守る」という基本原則

海外では、思わぬ危険に遭遇する場合があります。世界の中でも、特に治安の良い国と言われる日本で暮らしている私たちは、海外渡航の際に意識を切り替える必要があります。渡航先の治安状況等を入念に調べ、可能な限り事件・事故を回避しましょう。この冊子はそのための資料として、本人のみならず、ご家族も一緒にご覧いただき、海外渡航前の準備にぜひご活用いただきたいと思います。

2. 「自分の身は自分で守る」ための心構え

トラブルを回避するために、安全な行動を心がけてください。特に以下の点については、気を付けてください。

- 「危険な場所には近づかない」
- 「多額の現金・貴重品は持ち歩かない」
- 「犯罪にあったら抵抗しない」
- 「見知らぬ人を安易に信用しない」
- 「買い物は信用のおける店を選ぶ」
- 「ホテルの中でも安心しない」
- 目立つ服装や行動は避ける
- 渡航先の国でよく発生するトラブル事例を調べ、回避する方法を身につける
- 自分の滞在先や連絡先を明らかにし、大学やご家族、及び外務省等からの連絡がとれるようにする
- 大学やご家族に定期的に連絡をする
- 感染症情報や入国時に必要な書類、各国・地域の医療・健康に関して事前に情報を入手する
- 渡航先の宗教や文化等を理解し尊重する
- 渡航先の法律、及び日本の法律を守る（特に、薬物使用や未成年の飲酒など）

「 」内は「海外安全虎の巻 2023」から引用

3. 危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について

現地の危険情報を十分に把握したうえで渡航計画を立てましょう。危険地域へ足を踏み入れることは避けなければなりません。また、万が一、滞在中に現地が危険な事態に見舞われた場合、外出を必要最低限に止めるなどの対応が求められます。

治安状況や安全対策、また、予防接種等について、渡航前から帰国するまで常に情報を収集してください。情報を収集するためのツールとして、次のようなものがありますのでご活用ください。

海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/	
	治安の悪化、災害、騒乱、その他の緊急事態の発生、危険性が高まっていると判断された場合等に情報が掲載されます。また、安全確保に関する情報の掲載や、海外安全アプリも準備されています。
外務省「海外安全 虎の巻」 https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf	
外務省「海外旅行のテロ・誘拐対策」 https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/counter-terrorism.pdf	
厚生労働省「感染症情報」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html	
厚生労働省検疫所「FORTH 海外で健康に過ごすために」 https://www.forth.go.jp/index.html	
文部科学省「薬物のない学生生活のために ～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/___icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1344688_1.pdf	
厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html	
外務省「海外安全ホームページ」 海外における女性の性的被害 https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/women_damage.html	
SAYNO! #留学セクハラ に声をあげよう https://sayno-ryugaku.com/ ※性的被害に関する体験談も掲載されています。閲覧時ご注意ください。	
厚生労働省「海外渡航先への医薬品の携帯による持ち込み・持ち出しの手続きについて」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index_00005.html	

在留邦人向け安全の手引き

韓国	中国	台湾	ニュージーランド
			
オーストラリア	スペイン	ドイツ	メキシコ
			

- ▶ その他の国・地域のマニュアルは、外務省海外安全ホームページ「国・地域別「安全の手引き」から検索してください。



4. 事件・事故等に巻き込まれた場合の対応

在外公館への援護依頼

事件・事故等に巻き込まれた場合は、現地の在外公館に援護等を依頼しましょう。そのために、あらかじめ航先の在外公館の連絡先を確認しておくことが重要です。ただし、在外公館もできることに制限があるので、どのようなサービスを提供しているか、事前に確認しておくといでしょう。在外公館の連絡先は出発前に外務省の在外公館ホームページで確認してください。

- ▶ 外務省「大使館・総領事館のできること」
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/dekiru-koto.pdf>)



- ▶ 外務省「在外公館リスト」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>)



例えば...

- 家族との連絡支援
- 現地警察への届出に関する助言
- 旅券の新規発給等に係る手続き
- 緊急時の安否確認、退避支援
- 専門的な法律相談 など

[メモ欄]

派遣先を管轄する大使館・総領事館:

連絡先:(電話番号)

(メールアドレス)

大学やご家族への報告

事件・事故、その他のトラブル等に巻き込まれた場合は、すぐに大学やご家族にも報告してください。解決までの取り組みとして、大学が組織として対応した方が、対応範囲が広がる可能性があります。また、ご家族が単独で解決にあたるよりも、大学と連携をとって動いたほうが、負担が軽減されることも考えられます。このようなことから、有事の際には大学と密に連絡をとるよう、渡航前にご家族へ伝えてください。

留学継続に関する審議

外務省の危険情報(感染症危険情報を含む)等に応じて、大学がプログラムの継続を審議する場合があります。大学から何らかの指示が出た場合は、必ず従ってください。

緊急時の対応確認について

渡航後、下記期間を目安に現地の受入留学生担当の教職員(少なくとも1名)を訪ね、顔とオフィスの場所を確認してください。その方に以下の事項を確認してください。

【半年・1年間のプログラム】 現地到着後1ヶ月 →内容についてオンライン面談で聞き取りを行います。

【2・4週間のプログラム】 現地到着後1週間 →メール本文に確認した内容を書いて送ってください。

1. 緊急時(自然災害、事件、事故、テロ等)にどのような方法で受入機関から連絡が入るのか？

メール
電話
学内システム
その他

2. 緊急時の連絡先

担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

3. 最寄りの避難場所

住居(寮)周辺で避難場所に定められている場所や建物があるのか？

※半年・1年プログラムに参加の皆さんは、確認したら学事課に「確認が終わりました」とご連絡ください。
オンライン面談のため日程調整を行います。

5. 留学中の連絡先の登録について

危機事象が発生した場合、日本大使館や大学は情報の伝達、注意喚起、安否確認を行います。そのために、留学中は常に所在を明らかにしておかなければなりません。連絡先の登録方法について理解し、各種、手続きをしてください。なお、安否確認等の連絡を受けた場合は、速やかに応対してください。

また、留学中も Junshin Vision 及び学籍番号の Gmail をこまめに確認してください。

留学中の連絡先届について

渡航期間、渡航場所、滞在場所(宿舎)等の情報を「留学中の連絡先届」(本学様式)に記入し、渡航前に必ず学事課に提出してください。また、渡航中に次のようなことがあれば、学事課にメール連絡をするとともに、ご家族にも連絡をしてください。

- 留学計画から変更が生じた場合
- 連絡先及び、滞在先が変更になった場合 (寮内で部屋が変更になった場合も含む)
- 留学中の旅行が決定した場合及び、別の国に行く場合※
※ 当初予定していなかった地域に行く場合、同じ国内であったとしても報告が必要です。

在留届・「たびレジ」の登録について

危機が発生した場合、現地の日本国大使館及び総領事館(在外公館)は、邦人の安否確認や援護を行います。現地に滞在する邦人の情報は、在留届や「たびレジ」の登録状況が基になります。

- 現地滞在3ヵ月以上の場合は「在留届」
- 現地滞在3ヶ月未満の場合は「たびレジ」

【補足説明】

学内プログラムによる海外渡航者は、全員「たびレジ」に自動加入します。ただし、滞在期間が3ヵ月以上の場合は「在留届」も登録する義務※があるので、結果的に「在留届」と「たびレジ」の両方に情報登録をすることになります。なお、「在留届」は各自、現地に到着次第速やかにオンラインで届出をしてください。

- ▶ 外務省「たびレジ」「オンライン在留届」関連ページ
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)



帰国時には「帰国届」を提出すること！

「たびレジ」に登録すると、現地の安全情報や緊急事態発生時のメール連絡等の情報が配信されます。

**<重要！> 出国前に『たびレジ』に登録しました」というメールが配信されます。
出国 2 週間前になっても不達の場合は、学事課に申し出てください。**

※旅券法第十六条(外国滞在の届出)により、「旅券の名義人で外国に住所又は居住を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に届け出なければならない。」と在留届の提出が義務付けられています。

6. 海外旅行保険について

日本とは医療制度が異なるため、海外での医療費は高額になる場合が多いです。また、ご家族が看病のために留学先に行かなければならなかったり、国外への緊急移送が必要になったり等、思わぬところで高額な費用が必要になる場合があります。こうした事態に備え、必ず海外旅行保険に加入しましょう。

- ▶ 日本損害保険協会「損害保険 Q&A 問 80 海外旅行傷害保険は、どのような保険ですか。」
(<https://soudanguide.sonpo.or.jp/body/q080.html>)

大学が定める保険

大学のプログラムで渡航する場合、大学が定める2つの保険に加入していただきます。事前に補償内容を確認し、補償対象や免責事由を把握して渡航しましょう。また、ご家族にも内容を確認してもらい、情報を共有しましょう。

① JCSOS

特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会の保険です。
留学中のトラブルや健康面、精神面の相談をすることができます。
保険内容の詳細はオリエンテーション時に説明します。
JCSOSのカードを必ず渡航先に持参してください。
JCSOSの保険料は大学が負担しますので、資料(個人情報)の提供をお願いします。

② 学研災付帯海学

公益財団法人日本国際教育支援協会の保険です。
一般的な海外旅行保険の役割を果たします。
保険の補償内容は多様であることから、保険会社による説明会を実施します。
保険証券とガイドブックを必ず渡航先に持参してください。
海外旅行保険は、大学のプログラムであっても、そうでなくても、加入するのが一般的であるため、各自で保険料を負担してください。支払い方法は、次のとおりです。

学研災付帯海学の加入方法

1. 加入に必要な申込書をオリエンテーションで配布します
 2. 申込書に記入し定められた期日まで学事課へ提出してください
 3. 保険会社から届く加入申込案内メールで申込内容を確認してください
 4. 保険料支払いを完了してください(クレジットカード決済のみ)
 5. 保険会社からメールで保険証券が届きます
- ※1~5を完了して、渡航してください。

医療について

渡航先の医療状況や感染症等については、渡航前に以下の HP 等で必ず確認しましょう。

外務省 海外安全ホームページ 医療・健康関連情報
https://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html



外務省 世界の医療事情 もしもの時の医療用語(言語、診療科ごとの問診票例)も記載
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>



- 多くの国で救急車は有料です。
- 自分の既往症やアレルギー等について、現地の言葉で説明できるようにしておきましょう。
- 飲んでいる薬があれば、処方箋を現地の言葉、または英文で作成してもらって持ち歩きましょう。

精神的にきつくなったら…

- 留学先のカウンセリングセンターで相談する
- 家族や本学の教職員に相談する
- JCSOS 海外危機管理サポートデスク(J-TAS)に電話相談する。(LINE 無料通話も対応可能)
- JCSOS 海外危機管理サポートデスク(J-TAS)に電話し、日本語で相談できる病院を紹介してもらう。
- 場合によっては帰国を検討する。

性(的)被害や不安について

性(的)被害とは痴漢・盗撮・セクハラ・デートDV・ストーカー・強姦・強制わいせつなどを指します。DVは身体的なものに限らず、精神的な攻撃も含まれます。渡航先で少しでも不安や怖さ、違和感を覚えたときには自分だけで抱え込まず、まずは話しやすい人に相談してみてください。また、本学教職員に不安・不快になる出来事があったことを教えてください。話したくないことを無理に聞くことはしません。皆さんの留学生活が悲しい気持ちを抱えたまま終わらないよう、個人情報の取り扱いに配慮したうえで、関係機関と協力して心身のケアを行います。

その他

1. 国によっては、保険制度の違いから「大学が定める保険」とは別に、特定の保険に加入しなければならない場合があります。例えば、ドイツに長期滞在する場合、ドイツの健康保険制度に適うもの(例えば、法定の健康保険組合 AOK)に個人で加入しなければなりません。

渡航が決まったら、その国に滞在する際のルールを学び、手続きに漏れがないように留意してください。なお、上記のような理由で別の保険に追加加入する場合、「大学が定める保険」と内容が重複する部分が生じるかもしれません。そうした場合であっても、危機管理の面から、必ず「大学が定める保険」に加入しなければなりません。

2. 手術を要する病にかかった場合は、可能な限り、手術を受ける前に大学やご家族に連絡をしてください。場合によっては、日本に帰国してから医療機関に行くように指示を出すことがあります。

7. 薬物使用・所持等の禁止

覚醒剤、麻薬(コカイン、ヘロイン、LSD、MDMA など)は、製造、所持、売買のみならず、自己使用そのものが法律によって禁止されています。薬物依存症は、その心身に異変を起こし、薬物を使いつづけさせるだけでなく、他にも様々な深刻な問題をもたらします。

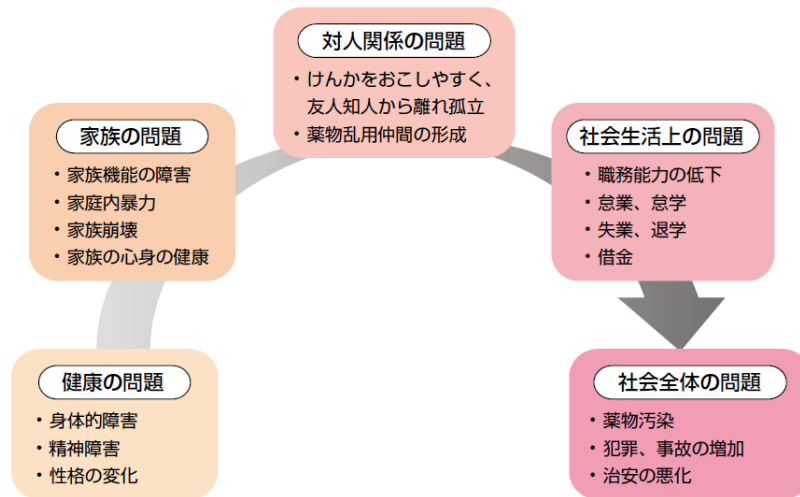


図2 薬物依存症が生み出す様々な問題

(出典:厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_doikuhon.html)

「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(厚生労働省)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001079868.pdf>)を加工して作成

麻薬に係るトラブル

海外で麻薬に関わると、非常に深刻な事態を招きます。現在でも世界の各国で麻薬犯罪により思い刑罰を受け、長期間現地の刑務所に服役している日本人がいます。

自分の意志とは関係なく麻薬取引に巻き込まれることがあります。**国によっては死刑、無期懲役といった厳しい罰則が科されます。**

他人に騙されたことによる本人の身に覚えのない麻薬密輸についても、当然のことながら重い刑罰が科されます。いくら他人に騙されたと弁明しても、その事実を証明することは非常に困難です。**見知らぬ人はもちろんのこと、たとえ知り合いであっても、他人の荷物を安易に預かり、国外に運ぶことは避けましょう。**近年、各国の取締り強化に伴い、未成年の日本人旅行者も麻薬密輸容疑で逮捕拘束されるケースが出てきています。

(出典:外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

「海外安全虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」(外務省海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>))を加工して作成

8. 各種報告について

留学中の定期報告

3ヶ月以上の留学プログラムに参加する方は、「留学報告」や「Monthly Report」に学習の状況、生活、健康状態等を記入し、定期的に大学に報告してください。留学プログラムにより提出物が異なりますので、オリエンテーション時に案内します。

- 「Monthly Report」は英語で作成してください。
- 「留学報告」は日本語と原語の両方で作成してください。
- 報告は、毎月5日までに前月分の内容を提出していただきます。
- 所定の様式に記入し、メールに添付して送信してください。
- 提出された「留学報告」や「Monthly Report」は学長をはじめ、関係教職員に回覧します。

留学中の連絡について

留学期間中も関係教職員は Junshin Vision および学籍番号の Gmail 等を使ってみなさんに連絡します。毎日必ず連絡が入っていないか確認し、速やかに返信してください。

到着の報告について（現地到着・帰国）

現地への到着・帰国の状況を確認するため、以下のタイミングで学事課にメール連絡してください。

- 現地空港に到着したとき
- 現地宿泊先（寮やホームステイ先等）に到着したとき
- 日本国内の空港に到着したとき
- 自宅に到着したとき

帰国日の報告について

次のような場合は、「帰国日届」(本学様式)に記入し、メールに添付して学事課に送信してください。帰国日の決定、及び変更は保険会社にも報告をしなければならないので、必ず届け出てください。

- 渡航時に帰国日が決定していなかった方で、帰国日が決定した場合
- 帰国日を変更した場合

その他

次のような場合は事前に学事課へ連絡をしてください。

- ボランティアに参加する場合
- インターンシップに参加する場合
- 一時帰国をする場合
- その他、大学への報告が必要と思われる場合

9. 留学に係る書類一覧

海外渡航の申し出があった場合、様々な書類の提出が求められます。一覧に記された書類を、定められた期限までに必ず提出してください。また、提出した書類に変更が生じた場合は、必ず提出先に連絡をしましょう。

実習等の短期滞在

留学の申請に係る書類

誓約書・保証人承諾書

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

留学プログラム参加同意書

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

危機管理に関する書類

パスポートのコピー

危機管理や保険加入資料として利用されます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

留学中の連絡先届

危機管理のため、及び平常時の連絡のために利用されます。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

【渡航中に変更が生じた場合】

最新の情報を専用の様式に記入してメールに添付し、学事課に提出してください。

様式は本学ホームページ「留学・国際交流」のページからダウンロードできます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 変更後、速やかに

保険に関する書類

JCSOS交通機関に関する資料

保険加入及び、危機管理のために利用されます。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

※帰国便が未定の場合、復路については空欄のまま提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

学研災付帯海学加入資料(保険)

保険加入のために利用されます。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

その他、報告書類

帰国日届

帰国日未定の者、もしくは、帰国日を変更した者が、正式な帰国日を学事課に報告をするための書類です。

渡航先からメールで提出してください。

様式は本学ホームページ「留学・国際交流」のページからダウンロードできます。

なお、渡航前に帰国日が決定しており、変更がない場合は提出の必要はありません。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出日 決定次第

単位互換留学

留学の申請や履修に係る書類

留学願

留学することを申し出る書類です。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

誓約書・保証人承諾書

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

留学プログラム参加同意書

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

継続履修願

現在履修中の科目について、帰国後、継続して履修したいことを申し出る書類です。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

留学終了届

留学が終了したことを報告する書類です。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 帰国後、1週間以内

単位習得証明書・在学証明書

単位互換のために必要な書類です。

帰国前に留学先で資料を申請・受領してください。

- ▶ 提出先 学科長
- ▶ 提出締切 受領後、速やかに

危機管理に関する書類

パスポートのコピー

危機管理や保険加入資料として利用されます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

ビザのコピー

危機管理のために利用されます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 発行後、速やかに

入学許可証のコピー

危機管理や保険加入資料として利用されます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

留学中の連絡先届

危機管理のため、及び平常時の連絡のために利用されます。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

【渡航中に変更が生じた場合】

最新の情報を専用の様式に記入してメールに添付し、学事課に提出してください。

様式は本学ホームページ「留学・国際交流」のページからダウンロードできます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 変更後、速やかに

保険に関する書類

JCSOS交通機関に関する資料

保険加入及び、危機管理のために利用されます。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

※帰国便が未定の場合、復路については空欄のまま提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

学研災付帯海学加入資料(保険)

保険加入のために利用されます。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

その他、報告書類

留学報告・Monthly Report

3ヶ月以上の留学プログラム参加者が、定期報告をするための書類です。

渡航先からメールで提出してください。

様式は本学ホームページ「留学・国際交流」のページからダウンロードできます。

- ▶ 提出先 学事課（提出先についてプログラム担当者から別途指示を受けた場合はそれに従うこと）
- ▶ 提出締切 毎月5日

帰国日届

帰国日未定の者、もしくは、帰国日を変更した者が、正式な帰国日を学事課に報告をするための書類です。

渡航先からメールで提出してください。

様式は本学ホームページ「留学・国際交流」のページからダウンロードできます。

なお、渡航前に帰国日が決定しており、変更がない場合は提出の必要はありません。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出日 決定次第

健康診断受診の申し出

在學生は毎年4月に健康診断を受診しなければなりません。単位互換留学等でその時期に健康診断を受けることができなかった場合は、学事課 生活支援に申し出て、健康診断の受診方法について指示を仰いでください。

姉妹校派遣留学

留学の申請や学籍等に係る書類

誓約書・保証人承諾書

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

交換留学プログラム参加同意書

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

休学願

休学することを申し出る書類です。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

復学願

復学を願い出る書類です。

大学が自宅に様式を郵送しますので、そちらを利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 帰国後、1週間以内

学籍異動願(休学)(復学)

休学や復学をする方の、学生生活に係る諸連絡が記載されています。

休学時及び、復学時の両方に提出が求められます。

渡航前はオリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

帰国後は大学が自宅に様式を郵送しますので、そちらを利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 (休学時) 月 日
(復学時) 帰国後、1週間以内

継続履修願

現在履修中の科目について、復学後、継続して履修したいことを申し出る書類です。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

危機管理に関する書類

パスポートのコピー

危機管理や保険加入資料として利用されます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

ビザのコピー

危機管理のために利用されます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

入学許可証のコピー

危機管理や保険加入資料として利用されます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

留学中の連絡先届

危機管理のため、及び平常時の連絡のために利用されます。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

【渡航中に変更が生じた場合】

最新の情報を専用の様式に記入してメールに添付し、学事課に提出してください。

様式は本学ホームページ「留学・国際交流」のページからダウンロードできます。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 変更後、速やかに

保険に関する書類

JCSOS交通機関に関する資料

保険加入及び、危機管理のために利用されます。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

※帰国便が未定の場合、復路については空欄のまま提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 月 日

学研災付帯海学加入資料(保険)

保険加入のために利用されます。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
 - ▶ 提出締切 月 日
-

その他、報告書類

留学報告・Monthly Report

3ヶ月以上の留学プログラム参加者が、定期報告をするための書類です。

渡航先からメールで提出してください。

様式は本学ホームページ「留学・国際交流」のページからダウンロードできます。

- ▶ 提出先 学事課（提出先についてプログラム担当者から別途指示を受けた場合はそれに従うこと）
- ▶ 提出締切 毎月5日

語学力調査票

留学前から留学後の語学力向上を記録するための書類です。

留学前から終了まで継続的に記録を続けてください。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 帰国後、1週間以内

帰国日届

帰国日未定の者、もしくは、帰国日を変更した者が、正式な帰国日を学事課に報告をするための書類です。

渡航先からメールで提出してください。

様式は本学ホームページ「留学・国際交流」のページからダウンロードできます。

なお、渡航前に帰国日が決定しており、変更がない場合は提出の必要はありません。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出日 決定次第

受講科目一覧

受講科目を記録、保管するための書類です。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 帰国後、1週間以内

受講科目一覧、研究内容・学習成果

奨学金制度を利用して留学する方に求められる書類です。

受講科目一覧と「研究内容・学習成果に関するレポート(様式任意)」を併せて提出してください。

オリエンテーション時に配布される用紙を利用して提出してください。

- ▶ 提出先 学事課
- ▶ 提出締切 帰国後、1週間以内

10. 奨学金について

3ヶ月以上の留学をする方で、現在、貸与中の奨学金がある場合は手続きが必要です。

留学先の入学許可書が届き次第、学事課 生活支援に申し出て奨学金担当者の指示を受けてください。

11. 問合せ先・連絡先

長崎純心大学 学事課

住 所 〒852-8558 長崎県長崎市三ツ山町235番地

電話(代表番号) 095-846-0084

海外からの電話 +81-95-846-0084 (渡航先の国際電話識別番号を把握すること。)

メー ル ryugaku@n-junshin.ac.jp

※休日や夜間で大学に電話がつかない場合はJCSOS(保険)に電話相談をしてください。